

業務等質問回答書

提出日：令和7年12月10日

発注機関名	長野県消費生活センター	公告日	令和7年12月4日
業務名 業務箇所名	令和7年度消費者被害防止啓発広告等委託業務		
質問内容	<ul style="list-style-type: none">・仕様書 5委託業務概要・(1) ア広告媒体にて、「(ア)Yahoo!、Google又はLINE等での検索連動広告」と記載があるが、検索連動広告以外でもバナーを使用するもので効率よく広告配信が行える媒体であれば使用は可能か。		

回答日：令和7年12月11日

回答	使用可能です。 作成したバナーは、検索に連動して表示される形式が望ましいと考えますが、より多数の対象に効果的に啓発する観点からより良い方法がありましたら掲載媒体と合わせて御提案をお願いします。
----	---